

平成 28 年（ワ）第 280 号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（第 2 陣）

原 告 澤 正宏 外

被 告 国 外 1 名

意見陳述書

2017（平成29）年6月12日

福島地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 渡 邊 純

私は、本件原告らの被害・損害に関する今後の主張立証等について、意見を述べます。

1 本件訴訟における被害・損害の主張立証予定について

本件訴訟は、先に御庁に係属し、今年3月21日に審理終了した「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（御庁平成25年（ワ）第38号等。以下「先行訴訟」といいます。）と同様に、本件原発事故により被害を受けた原告らが、本件原発事故を惹起した加害者である被告国と同東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」といいます。）に対して、原状回復及び精神的苦痛に対する慰謝料を請求する訴訟であり、その請求内容は先行訴訟と同じです。このように、本件は、先行訴訟と同一の請求内容であり、かつ、請求原因も同一であることから、本件の訴状における請求原因等の記載は、先行訴訟の訴訟における請求原

因の記載と同一となっています。

先行訴訟においては、4年間にわたる審理の中で、被告国及び被告東京電力と論争をたたかわせ、かつ、被害・損害についての社会学・心理学専門家証人尋問や35名の原告ら本人尋問、二回にわたる浜通り・中通りの被害地域の検証、世帯ごとのチェック方式陳述書の提出等、さまざまな手法を用いて、本件原発事故の被害者が蒙った被害についての多角的な立証が行われました。そして、先行訴訟において、原告らは、これらの論戦及び立証の到達を踏まえ、被侵害利益（すなわち、本件原発事故により被害者のいかなる権利利益が侵害されたか）等について、提訴当初とは若干異なる形で整理した主張を行っています。先行訴訟における主張立証の成果は、単に先行訴訟の原告らの個別の被害損害を示すだけでなく、本件原発事故による被害の全体像や被害発生機序（メカニズム）、さらに本件原発事故による被害者らに共通する被害・損害を示すものであり、かつ、こうした被害を法的にどのように整理し評価するかという点でも、本件訴訟において重要な主張立証方法となるものと考えます。

そこで、本件訴訟において、原告らは、今後、先行訴訟における主張立証の成果を本件にも反映させるために、先行訴訟における被害・損害論の最終的な到達に基づく被害総論準備書面を提出するとともに、先行訴訟における被害・損害の証拠のうち、先行訴訟原告らの個別の被害・損害に関する証拠を除いたものを順次提出することを予定しています。

その上で、本件訴訟の原告らの被害・損害については、先行訴訟と同様に、代表原告の本人尋問や原告の世帯ごとチェック方式陳述書の提出などにより、立証していくことを予定しています。

2 本件における原告らの被侵害利益と前橋地裁判決について

今述べたことに関連して、去る3月17日に前橋地方裁判所において言い渡された避難者らの集団訴訟（いわゆる群馬訴訟）の判決（以下「前橋地裁判決」といいます。）について、原告らの意見を述べます。

3月17日の前橋地裁判決は、原発事故惹起に関する国や東京電力の過失を認めつつ、慰謝料については、全体で約3800万円を認容したにとどまりました。前橋地裁判決の慰謝料認容額の低さの原因や背景についてはさまざまな論評がなされていますが、本件原告らが指摘したいのは、前橋地裁判決が採用した被侵害利益のとらえ方の狭さです。前橋地裁判決は、被侵害利益を平穏生活権とし、平穏生活権にはさまざまな権利利益を包摂しうるものとしながらも、平穏生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であると判示しました。また、同判決は、「本件訴訟においては、平穏生活権を身体権に接続された権利利益と捉えるものではない」としました。平穏生活権をこのようにとらえた場合、放射線被ばくによる健康影響への不安、避難生活に伴う不自由や苦しみ、元の生活に戻れないことによる不安や苦しみ、ふるさとを失ったことについての苦痛などの多種多様な被害を十分にとらえることができない可能性があり、そのことが、認容額の低さに反映していると考えられます。また、前橋地裁判決は、中間指針等に基づく避難慰謝料の全額を既払額として損害額から控除していますが、中間指針等に基づく避難慰謝料は、本来、避難による日常生活の阻害に対するものとして支払われたはずであり、前橋地裁のいう「自己実現に向けた自己決定権」とは必ずしも重なりあうものではないと考えられ、前橋地裁判決は、被侵害利益のとらえ方と既払額控除との理論的整合性を欠いています。

しかし、本件においては、前に述べた先行訴訟の到達を先取りすることにはなりません。先行訴訟の中で、被侵害利益を次のように整理して主張しています。すなわち、請求の趣旨第1項の原状回復請求については、生命・身体に直結する平穏生活権が被侵害利益であり、請求の趣旨第2項の慰謝料請求については、包括的生活利益としての人格権、つまり生存と人格形成の基盤を破壊・毀損され、かつ、この基盤に依拠し、これを活用しながら原告らが営んできた「日常的な幸福追求による自己実現」を阻害されたことが、被侵害利益であると主張しました。また、本件においても、今後、先行訴訟と同様に、このような被侵害利益の整理の主張を行う予

定ですが、このように整理理解すれば、現実には生じているさまざまな生活利益の破壊・毀損の事実を、被侵害利益の中に正当に反映することができるし、かつ、そのように理解することによってこそ、原発事故被害者の苦しみをありのままにとらえることができると考えます。

また、先行訴訟においては、「原告らの請求する慰謝料については、中間指針等に基づく賠償額を超える部分のみを請求するものであり、中間指針等により賠償が認められている部分は、本訴の訴訟物ではなく、それを超える部分の損害額が本件請求額を上回することは明らかである」として、そもそも、中間指針等に基づく既払額は訴訟上の請求に含まれないものとして整理されており、本件においても、今後、同様の形で訴訟物に関する整理を行う予定です。

このように、前橋地裁判決の、被侵害利益についての狭いとらえ方や中間指針に基づく既払控除などは、本件訴訟にはあてはまるものではなく、何ら先例的価値を持つものではありません。御庁が、原告らの被害についての主張に真摯に耳を傾け、立証される被害事実を余すところなくありのままに理解され、正当な判断を下されることを心からお願いして、意見陳述とします。

以上